

焼却・溶融施設

期間 2014年4月1日～2015年3月31日

<対象施設>ロータリーキルン式焼却溶融炉

1.冷却設備・排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

実施した 年月日	4/30～5/3
	7/29～30
	8/11～13、20
	10/31～11/1
	1/2～3、5～9

2.排ガス中のダイオキシン類濃度、排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度等

採取位置 :煙突	測定月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採取日		H26.4.7	-	H26.6.3	-	H26.8.1	-	H26.10.2	-	H26.12.2	-	H27.2.13	-
	結果取得日		H26.4.15	-	H26.6.16	-	H26.8.20	-	H26.10.22	-	H26.12.11	-	H27.2.24	-
測定項目	単位	基準値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値
硫黄酸化物	m ³ N/h	2.699	<0.04	-	0.77	-	0.07	-	<0.04	-	0.07	-	0.40	-
ばいじん	g/m ³ N	0.04	<0.002	-	<0.002	-	0.004	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-
塩化水素	mg/m ³ N	70	9.4	-	7	-	5	-	18	-	2	-	-	-
窒素酸化物	ppm	250	47	-	42	-	49	-	44	-	59	-	57	-
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	0.023 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 ”<”は未満を示す。

※2 採取日:H26.4.7 結果取得日:H26.4.23

3.燃焼ガス温度及びCO濃度連続測定値

測定位置	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
二次燃焼炉出口	800℃以上	825	817	823	806	825	816	803	809	811	811	815	819
急冷塔出口	約200℃以下	182	183	183	184	181	182	182	183	183	181	182	182
CO濃度	100ppm/h以下	71	34	47	49	41	27	32	31	31	48	38	39

※3 CO濃度は一時間当たり平均値の内、一番数値が高いデータを記載

維持管理計画

1. 囲い等

- ア. 囲い等が破損した場合は、直ちに補修、復旧する。
- イ. 作業終了後又は作業員が不在の時は、出入口を閉鎖し、門扉を施錠する。

2. 立札等

- ア. 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。
- イ. 立札その他設備が破損した場合は、直ちに補修、復旧する。

3. 施設の管理

- ア. 施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に点検及び機能検査を行う。
- イ. 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は検量を行う。

4. 飛散、流出、悪臭等の防止

- ア. 産業廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭を発散させないように定期的に点検、清掃等必要な措置を講ずる。
- イ. 著しい騒音、振動及び粉じんの発生により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう定期的に点検、整備等必要な措置を講ずる。

5. 排水処理施設

排水処理施設が設けられている場合は、正常な機能を維持管理するため、定期的に清掃を行う。

6. 防火

火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え、常に所定の能力が発揮できるよう点検整備を行う。

7. 屋外燃焼行為等の禁止

処理場(中間処理施設に係る土地をいう。)内では、野焼き等の燃焼処分行為を行わない。

8. 衛生害虫等の発生防止

- ア. 中間処理施設の敷地内にねずみが生息し、蚊及びはえその他の害虫が発生しないようにする。
- イ. 病害虫が発生した場合は、薬剤の散布等により駆除する。

9. 雨水等の流入防止

開渠その他の設備(以下「開渠等」という。)の機能を維持するため、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去及びその他の必要な措置を講ずる。

10. 処理能力に見合った処理の管理

- ア. 施設への産業次廃棄物の搬入又は投入は、施設の保管能力又は処理能力を超えないようにする。
- イ. 産業廃棄物は、保安上支障のない高さで保管する。

11. 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入された産業廃棄物について、中間処理できる品目以外の物の混入を避けるため又は排出事業者を確認するため、次により管理する。

- ア. 車両から産業廃棄物を荷卸する前に、搬入されたものが中間処理できる品目であるかを確認す
- イ. 中間処理できる品目以外の産業廃棄物が荷卸された場合は、速やかに除去する。
- ウ. 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、積荷目録(マニフェスト)等で確認する。

12. 放流水の検査

施設から排水を公共の水域に放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的に放流水の水質検査を行う。

13. 排ガスの検査

施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行う。

14. 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。

15. 事故の防止

中間処理施設の破損その他の事故を防止するため、定期的に巡回監視及び点検を実施する。